

3 答申第 3 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 3 年 3 月 1 2 日付け 2 民市第 4 3 7 5 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

久留米市個人番号カード Web 予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カード Web 予約システムのサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【市民文化部市民課】

2 審議会の意見

久留米市個人番号カード Web 予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カード Web 予約システムのサーバとオンライン結合を行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

3 承認日

令和 3 年 4 月 2 0 日